

# 【確定版】教員としての資質の向上に関する指標(養護教諭)

キャリアステージ		0ステージ		第1ステージ		第2ステージ		第3ステージ		第4ステージ	
		大阪市が求める着任時の姿		初任教員 期		若手教員 期		中堅教員 期		中核・ベテラン教員 期	
A	法令遵守	使命・法令	1	・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。	・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。			・教育公務員の使命と責任を自覚し、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について学校園内で積極的に発信することができる。	・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校園全体として課題を発見し、進んで改善することができる。		
		一般常識	2		・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。			・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、学校園内で積極的に発信することができる。	・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校園全体として課題を発見し、改善することができる。		
	人権尊重	人権課題	3	・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。	・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。			・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。	・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校園組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。		
		人権教育の推進	4		・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。			・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない人権尊重の教育を推進するために、学校園全体で連携してよりよい集団づくりができる。	・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校園づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校園内研修を企画・実践することができる。		
	自己研鑽	学び続ける意欲	5	・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。	・学校園内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。	・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。			・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。	・学び合い高め合う学校園づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報等を収集し、学校園内外での研修会で積極的に発信することができる。	
		省察する姿勢	6	・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。	・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。	・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。			・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。	・学校園内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。	
B	子どもの理解	個との関わり	受容的態度	7	・子どもに対して愛情を抱いている。	・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。	・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。	・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、学校園内で積極的に発信することができる。	・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校園全体の意識を高めることができる。		
			実態把握	8	・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。	・子どもの生活や健康について情報を収集し、指導することができる。	・子どもの生活や健康について積極的に情報を収集し、課題を意識して指導することができる。	・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について情報を収集し、他の教員と協働して指導に生かすことができる。	・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校園組織として共有することができる。		
		個性の伸長	9	・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。 ・子どもの思いやニーズを踏まえた保健指導を行うことができる。	・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校園生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。	・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員と協働し企画、実現することができる。 ・子どもの思いやニーズに応じた保健指導の取組を企画し、中心となって実践することができる。	・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校園全体として改善・充実することができる。			
		個に応じた支援	10	・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。	・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の視点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を活用し、指導・支援をすることができる。	・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の視点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を活用し、適切な指導・支援をすることができる。	・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、学校園内委員会等において、組織的な指導・支援を計画することができる。	・外部機関との連携を図り、学校園全体として支援を要する子どもの実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校園全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。			
	生活指導	問題行動	11	・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。	・子どもの問題行動の実態について把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識を理解し、指導することができる。	・子どもの状況を把握し、様々な問題行動の背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。	・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。	・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校園全体としての生活指導力を高めることができる。			
		人間関係の形成	12	・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それを創るための方法論について理解している。	・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。	・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。	・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。	・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校園全体に広めることができる。			
C	養護教諭の専門性	保健管理	救急処置	13	・救急処置の基本的内容について理解している。	・救急処置を適切に行うことができる。 ・アナフィラキシー症状や心臓疾患等、緊急性が高い疾患について、適切な対応ができる。	・地域の医療機関の情報を把握し、受診の必要性を的確に判断することができる。併せて、保健指導など適切な事後措置につなげることができる。	・救急処置に関する医学的知識と技術を深め、校長等の管理・監督のもと、様々なケースを想定し、学校園内の組織的な体制を整え、緊急時に連携して適切に対応することができる。	・救急処置に関する校園内研修等において、教職員に対して指導的役割で実践することができる。		
			健康診断	14	・健康診断の目的と役割を理解している。	・健康診断の実施計画を企画・立案し、適切に行うことができる。 ・事前指導、事後措置を計画的に行うことができる。	・健康診断の結果を保健管理や個別の保健指導に活用し、保護者と連携して課題解決に取り組むことができる。 ・健康診断実施後に自己評価・他者評価を行い、次年度の計画に生かすことができる。	・健康診断の結果を教職員で情報共有し、事後措置等、子どもの健康課題解決に向けた取組を企画し、計画的に行うことができる。	・健康診断の結果を総合的に評価して、集団及び個別の健康課題を把握し、その解決に向けて、組織的な取組を実践することができる。		
			健康観察	15	・健康観察の目的と役割を理解している。	・日常的な観察による子どもの心身の状況の把握を行い、健康課題の早期発見・早期対応を図ることができる。 ・ICTを活用して、教職員と情報を共有しながら、支援の方向性を検討することができる。	・心身の課題を抱える子どもに対して、関係教職員と連携しながら教育的配慮を行い、継続的な支援を行うことができる。	・日常的なあるいは災害や事件・事故等の発生時等を想定した健康観察を行う際のポイントや留意事項、結果の共有方法等について、学級担任等に指導・助言することができる。 ・学校園内の支援体制の中心的な役割を担い、子どもの教育的ニーズに応じた支援方針を提案・調整することができる。	・学級担任等の行う日常的な健康観察を補完し、教職員の教育的配慮に関する理解と実践力を高めることで学校全体の対応力向上に寄与することができる。 ・包括的な支援体制の構築に向け、継続的かつ計画的に外部機関と連携・協働することができる。		
			管理・疾病予防	16	・疾病の管理と予防、感染症についての基本的知識と予防方法について理解している。	・学級担任等と協力して、健康観察と欠席調査を実施することができる。 ・感染症の発生時に、その拡大を防止するために管理職と相談し、適切な措置を行うことができる。 ・健康上支援が必要な子どもの疾病等について、教職員と情報共有し、適切に管理を行うことができる。	・日常的に感染症の予防に努めることができる。 ・食物アレルギーや熱中症等について、教職員に周知するための校園内研修等を企画することができる。	・学校等欠席者・感染症情報システム等を活用し、地域の感染症の流行状況を把握し、予防対策について、学校園内で適切に指導・助言することができる。 ・疾病管理について、子どもに対して、自己の疾病や生活管理の必要性等を理解できるよう指導し、また、関係機関と連携し、適切な措置を行うことができる。	・疾病管理において、特定の子どもの教育的支援と感染症の対応について、教職員に専門的な立場から指導・助言することができる。		
			衛生・学校管理環境	17	・安全・安心な環境衛生の大切さについて理解している。	・安全・安心な学習環境と適切な環境衛生の維持について、全教職員の共通理解を得ることができる。	・学校薬剤師と連携し、適切な環境衛生を維持するとともに、日常的な点検を教職員と協力して行うことができる。 ・結果について評価し、学校園全体で情報共有することができる。	・日常的な点検について、教職員に助言を行うとともに、教室等の環境衛生の維持のために必要な措置を講ずることができる。 ・子どもが、環境衛生について関心を持ち、適切な行動を選択できるよう指導することができる。	・教室等の環境衛生の維持のために必要な措置について、学校園全体で取り組めるよう、教職員に効果的な指導・助言を行うことができる。		

